

米中貿易摩擦の影響軽減に向けた実務セミナーの内容

サンドラー・トラビス&ローゼンバーグ法律事務所の彭郁竹アジア太平洋地区リーダーおよび荘承媚シニア・マネージャーは、米中貿易摩擦の影響を軽減する策として、次の4つの対応策を提示した。

① 1962年通商拡大法 232条および1974年通商法 301条に基づく関税賦課にかかる「適用免除」の申請

- ・ 232条に基づく鉄鋼およびアルミニウムへの関税賦課について、適用免除を希望する企業は、米国商務省に対して適用免除申請を行うことが認められている。適用免除期間は1年間。
- ・ 2018年3月に、米国商務省が232条の適用免除の受け付けを開始して以降、個別企業から計2万件以上の適用免除申請が行われたが、うち申請が承認されたケースは7社からの申請に基づく計42件に過ぎない。232条の適用免除申請が承認されるケースは極めて限定的である。
- ・ 同様に、301条に基づく対中関税賦課に関する適用免除申請も可能である。10月9日までに米連邦政府のウェブサイト申請書を提出する必要がある。申請が認められれば7月9日に遡って適用が免除される。適用免除期間は1年間。
- ・ 301条の適用除外を申請するにあたっては、米国への製品輸出が(1)米国の利益を害さないこと、(2)中国の成長に寄与しないこと、が条件となる。

② 製品構造の調整

- ・ 米国へ輸出する製品の構造を変更することによって、より低い関税率が適用される可能性がある。たとえば、タービン発電機には25%の関税が賦課されるが、同発電機を構成する部品は関税引き上げの対象外であり、個々の部品として輸出することによって高い関税を回避できる可能性がある。
- ・ また米国では、白砂糖と黒砂糖に対する適用関税率が異なる。そのため、より低い関税率が適用される黒砂糖での輸出が通常行われている。
- ・ 当該対応を講じる際は、米国の関税に関する専門家のサポートを受けた上で、輸出スキームについて十分に検討した上で実施に移す必要がある。

③ 原産地の変更

- ・ 米国では、異なる国・地域にわたって製造活動を行うケースでは、製造過

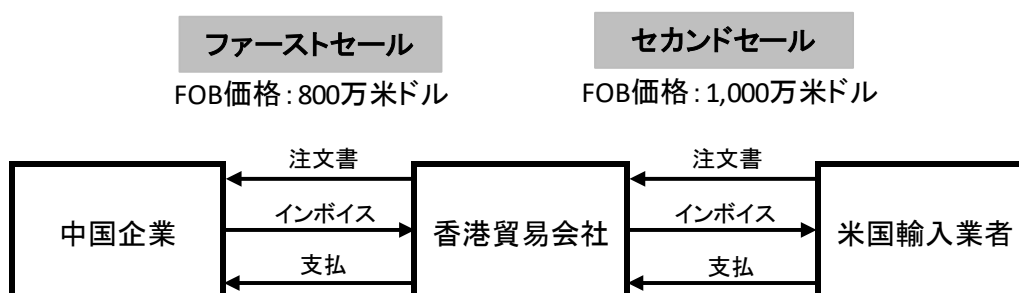
程において製品に最も大きな変化を加えた場所が原産地として認定される。

- ・ 主要な生産活動の拠点を ASEAN 諸国など中国以外の国へ移管し、原産地を変更することで、関税評価額を合法的に低く抑えることができる。たとえば、米国または台湾にてランニングマシンを組み立てた場合は、米国または台湾が原産地として認定される。
- ・ また、ある国で複数のパーツを組み立ててモジュールを生産し、別の国でこれら複数のモジュールを組み立てて飛行機エンジンを生産するケースでは、エンジンが生産された国が原産地として認定される。

④ 「ファーストセール」スキームの活用

- ・ 米国では、輸入取引の過程において複数の取引が行われた場合、米国向けに行われた最初の取引におけるインボイス価格を関税評価額として申告することが認められている。
- ・ たとえば、香港の貿易会社が、製造元である中国企業より製品を購入し（ファーストセール：FOB 価格 800 万米ドル）、その後、米国の輸入業者が香港の貿易会社から同じ製品を購入した場合（セカンドセール：FOB 価格 1,000 万米ドル）、米国の輸入業者は、ファーストセールにおける FOB 価格である 800 万米ドルを関税評価額として関税申告を行うことが認められる（下図参照）。
- ・ 上記ケースでは、20 万米ドルの関税申告が不要となり、従価税を含めると 70 万米ドルの申告が不要となる（下表参照）。

(図)「ファーストセール」スキームについて



(出所)セミナー配布資料を基にジェトロ香港が作成

(表)「ファーストセール」スキームを活用した際の効果について

(単位:米ドル)

	ファーストセール	セカンドセール	節税額
申告価格	80	100	
数量	100,000	100,000	
FOB価格	8,000,000	10,000,000	
関税率	10%	10%	
関税納付額	800,000	1,000,000	200,000
従価税率	25%	25%	
従価税納付額	2,000,000	2,500,000	
総納付額	2,800,000	3,500,000	700,000

(出所)セミナー配布資料を基にジェットロ香港が作成

- ・ 「ファーストセール」における FOB 価格による関税申告が認められるには、「ファーストセール」が、以下の 3 つの要件を満たす取引である必要がある。
 - (1) 最終的に米国向けに製品を輸出することを目的とする取引であること
 - (2) 正当な取引 (bona fide sales) であること
 - (3) 独立企業間価格 (arm's length price) で行われた取引であること
- ・ 既に多くの中国および香港企業が、「ファーストセール」のスキームを利用して米国へ製品を輸出している。

以上